

<p>対策の目的</p>	<p>感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。</p> <p>市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</p>
<p>対策の考え方</p>	<p>1. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原性（重症者の発生状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じた3つの対策レベルの実施 ・病原性等に関する情報が限られている場合は、危機管理の原則に則り、被害が大きい場合に備えたレベルの対策をとる <p>2. 発生段階に応じた対応と対策の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染の広がり等によって採るべき対応が異なるので、状況の変化に対応した発生段階を設け、各段階での対応方針を定める ・県内感染期における二次保健医療圏を単位とした対策の移行
<p>対策の主要5項目</p>	<p>(1) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長を本部長とする「市対策本部」の設置 ・政府対策本部の基本的対処方針や県が決定した対策レベルを基本とした、対策項目ごとのレベルの選択と実施 <p>(2) 情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランス体制強化による、医療体制確立への活用と診療に役立てるための情報提供 ・多様な広報媒体を活用した、平時からの感染症予防や公衆衛生についての啓発及び発生時にとられる各対策の周知と、発生時における対策の実施状況や情報の提供 ・市民からの一般的な問合せに対応する窓口＝「コールセンター」の設置 <p>(3) 予防・まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部の基本的対処方針に応じ、対策実施要員に対する「特定接種」及び市民に対する「住民接種」の実施 <p>(4) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用外来と感染症指定医療機関による診療体制から、外来協力医療機関及び入院協力医療機関への拡充による適切な医療の確保 ・妊婦、小児、透析患者等の医学的ハイリスク者への充実した対応 <p>(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録事業者等に対する事業継続計画等策定や十分な事前準備の要請 ・要援護者への支援

□ 枠内 . . . 県の決定する発生段階や対策レベルをもとに、市が決定し実施するもの、又は、その名称

西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】 - 2 -

発生段階ごとの 対策の概要

	未発生期	海外発生期（県内未発生期）	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的	・発生に備えた体制整備	・市内発生に備えた体制整備	・感染拡大抑制 ・適切な医療の提供	・医療体制の維持 ・健康被害、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制	・対策への評価 ・第二波への備え
実施体制	・行動計画の作成 ・体制の整備及び連携強化	・市対策本部の設置 ・対策方針の決定	・必要に応じた対策項目ごとの対策方針の変更	・必要に応じた対策項目ごとの対策方針の変更	・市対策本部廃止 ・第二波に備えた警戒体制へ移行
情報収集・提供	・平常時サーベイランスの実施 ・市民への情報提供（小康期まで実施）	・疑症状患者の全数把握 ・サーベイランスの拡大 ・コールセンター設置 ・相談窓口設置	・情報収集強化 ・患者全数把握 ・コールセンター機能強化	・全数把握体制から重症者、死亡者、集団発生を把握する体制への移行 ・コールセンター継続	・平常時サーベイランスへ移行 ・コールセンターの縮小、閉鎖
予防・まん延防止	・個人、職場での感染対策の周知 ・予防接種体制の構築	・患者・濃厚接触者への対応準備 ・疑症状患者の健康管理 ・特定接種の実施及び住民接種体制の構築整備	<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">病原性等に応じた対策レベルの切替え</div> 【共通事項】 ・患者の入院措置、・濃厚接種接触者への対応（自宅待機・予防投与等） 【対策レベル1・2】 ・学校等の臨時休業、・特定接種及び住民接種の実施 【対策レベル3】 ・ <u>県が実施する社会活動制限要請への協力（不要不急の外出自粛、施設の使用制限、イベントの中止・延期）</u>		・第二波に備えた対策の評価、検討、見直し ・第二波に備えた住民接種の推進
医療体制	・医療体制の確保（二次保健医療圏域ごと） ・個人防護具等の資材等の備蓄	・専用外来設置 ・相談センター設置 ・一般医療機関における院内感染防止対策の励行	・患者への積極的疫学調査 ・専用外来における診察 ・感染症指定医療機関における入院治療 ・空床情報収集・共有システムを通じた情報共有	【対策レベル1】 ・平常時の医療体制 【対策レベル2】 ・重症者は専用外来受診 【対策レベル3】 ・ <u>外来協力医療機関、入院協力医療機関での治療に拡充</u> （軽症者は在宅、重症者は入院） ・臨時の医療施設設置	・平常時の医療体制へ移行
市民生活・経済の安定確保	・登録事業者等に対する資材の備蓄や事業継続計画の策定など事前準備の要請 ・要援護者への生活支援体制準備	・県による関係事業者への事前準備要請への協力 ・遺体安置施設等確保を準備 ・要援護者への生活支援	【対策レベル1・2】 ・職場における感染対策の実施 【対策レベル3】 ・指定（地方）公共機関や登録事業者によるライフライン等の安定供給 ・要援護者への生活支援	【対策レベル1・2】 ・職場における感染対策の実施継続 【対策レベル3】 ・ <u>生活関連物資の価格安定等の措置</u> ・ <u>埋葬・火葬の特例実施</u> ・要援護者への生活支援	・実施した対策の評価、検討、見直し

1 枠内 …… 県の決定する発生段階や対策レベルをもとに、市が決定し実施するもの、又は、その名称

2 下線部分 …… 緊急事態宣言時の措置